

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設の設置及び管理に関する条例（平成19年児玉郡市広域市町村圏組合条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続き)

第2条 児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）を利用しようとする者は、利用前に条例第7条第1項に規定する使用料を納めなければならない。

2 和室の利用については、利用する日の属する月の2箇月前から利用する日までの間に、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設和室利用申込書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申込みを受けた場合において利用を許可したときは、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設和室利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(特別の設備の使用許可)

第3条 余熱利用施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、余熱利用施設に特別の設備を施し、又は備付けの物品以外のものを使用する場合は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(年間券及び回数券)

第4条 条例第7条第1項に規定する年間券は、様式第3号によるものとし、同条第2項に規定する回数券は様式第4号によるものとする。

2 紛失、破損等した回数券の再発行はしないものとする。

3 年間券は、他の者に転貸してはならない。

(使用料の減免)

第5条 管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより、条例第8条の規定により使用料の減額又は免除をするものとする。

(1) 身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付された者が利用するとき 別表に定める額

(2) 身体障害者手帳に第一種身体障害者（身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）第2に規定する第一種身体障害者をいう。）として記載される障害に該当する者、療育手帳に第一種知的障害者（知的障害に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成3年9月24日付け児発第811号厚生省児童家庭局長通知）第2に規定する第一種精神薄弱をいう。）として記載される障害に該当する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害等級が1級として記載されている者を介護又は援助する者 免除

2 管理者は、前項各号に定めるもののほか、次の各号に該当するときは、条例で定める額を免除することができる。

(1) 行政機関が行政目的及び公共目的で利用するとき。

(2) 圏域内の保育所、幼稚園、学校が利用するとき。

(3) その他特別な理由があると認めるとき。

3 使用料の減免を受けようとする者は、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設使用料減免申請書（様式第5号）に必要書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、第1項に該当する者にあつては、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の提示をもって減免申請書の提出があつたものとみなし、第2項第3号に該当する者にあつては、管理者が別に定める方法によることができる。

4 管理者は、前項の申請があつた場合において申請を許可したときは、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設使用料減免申請許可書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。ただし、管理者が別に定めるところにより、減免申請許可書に代わるものを交付するときは、この限りではない。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 管理上の都合により施設の利用ができなくなったとき 既納の使用料の全額
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用することができないとき 既納の使用料の全額
- (3) その他管理者が相当な理由があると認めたとき 管理者が相当と認める額

2 前項第3号に規定する使用料の還付を受けようとする者は、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設使用料還付申請書（様式第7号）に必要書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（遵守事項）

第7条 余熱利用施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 危険物、悪臭のある物、その他他人に迷惑となるような物を持ち込まないこと。
- (3) 火災、盗難等の事故発生防止に留意すること。
- (4) その他余熱利用施設の管理上、管理者が指示すること。

（販売行為等の禁止）

第8条 余熱利用施設においては、寄付金の募集、物品の販売、飲食物の提供等の行為を行ってはならない。ただし、管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第9条 条例第12条第1項の規定により、余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第3条、第5条（第3項及び第4項ただし書を除く。）、第6条、第7条及び第8条の規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項に規定する様式第3号、第5条第1項第2号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に改正前の児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設設置条例施行規則の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

	利用区分	単位（種別）	金額
使用料	大人	4時間以内（時間券）	300円
		1日（1日券）	500円
	小中学生 70歳以上	4時間以内（時間券）	150円
		1日（1日券）	250円

備考

時間券の超過時間は、1時間につき大人100円、小中学生及び70歳以上は50円とする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設和室利用申込書

年 月 日

管理者 様

次のとおり和室を利用したいので申し込みます。

申 込 者	住 所						
代 表 者	氏 名				電話番号		
日 時	午前 年 月 日 時 分～ 午後 年 月 日 時 分						
部 屋 名	和 室 1						
	和 室 2						
	和 室 3						
	全 室						
和室使用料							
利 用 目 的							
人 数	(男) 人	(男) 人	(男) 人				
	大 人 (女) 人	小中学生 (女) 人	70歳以上 (女) 人				
備 考							

様式第2号（第2条関係）

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設和室利用許可書

許可 第 号
年 月 日

児玉郡市広域市町村圏組合
管理者

次のとおり和室の利用を許可いたします。

利 用 者	住 所				
代 表 者	氏 名			電話番号	
日 時	午前 午後 午前 午後 年 月 日 時 分～ 時 分				
部 屋 名	和 室 1				
	和 室 2				
	和 室 3				
	全 室				
和室使用料					
利 用 目 的					
人 数	(男) 人 大 人 (女) 人	(男) 人 小中学生 (女) 人	(男) 人 70歳以上 (女) 人		
備 考					

様式第3号（第4条関係）

（表）

湯かつこ 写真 6箇月以内に撮影 されたもの	年間券	(大 人・小中学生・70歳以上)
	児玉郡市広域市町村圏組合立	
	余熱利用施設	
	氏 名 有効期間 番 号	
〇〇〇〇〇〇〇		バーコード

（裏）

注 意 事 項
① 写真の貼付されていないものは無効です。
② 施設を利用するときは、本証を受付で提示してください。
③ 再発行は、実費をいただきます。
④ 納入された料金は、お返ししません。
⑤ 券面に記載された方以外利用はできません。

様式第4号（第4条関係）

（大人）



（11枚綴）

色 グリーン

（小中学生、70歳以上）



（11枚綴）

色 ピンク

様式第 5 号（第 5 条関係）

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設使用料減免申請書

年 月 日

管理者 様

申請者
住 所
氏 名 印
電話番号

余熱利用施設の使用料の減免を下記のとおり申請いたします。

使用施設名						
使 用 目 的						
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで					
人 数	大人	(男) 人 (女) 人	小中学生	(男) 人 (女) 人	70歳以上	(男) 人 (女) 人
減免申請理由						

様式第 6 号（第 5 条関係）

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設使用料減免許可書

許可 第 号
年 月 日

児玉郡市広域市町村圏組合
管理者 印

次のとおり余熱利用施設の使用料の減免を許可します。

使用施設名						
使用目的						
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで					
人数	大人	(男) 人 (女) 人	小中学生	(男) 人 (女) 人	70歳以上	(男) 人 (女) 人
減免許可根拠						

様式第 7 号（第 6 条関係）

児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設使用料還付申請書

年 月 日

管理者 様

申請者
住 所
氏 名 印
電話番号

余熱利用施設の使用料の還付を下記のとおり申請いたします。

還 付 内 容	
種別及び 発行年月日	種別 発行 年 月 日
還付申請理由	
組 合 記 載 欄	

備考

- 1 還付できる場合は、特殊な事情がある場合のみです。
- 2 還付申請理由となる根拠書類を添付してください。